

改正

平成14年6月24日条例第31号

平成20年6月30日条例第36号

平成24年6月14日条例第20号

平成24年12月14日条例第30号

稚内市議会政務活動費交付条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、稚内市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、稚内市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額3万円を交付する。

(交付の方法)

第4条 政務活動費は、当該年度に属する月数分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から当該年度に属する最後の月までの月数分の政務活動費を交付する。

3 政務活動費は、毎年度4月30日までに交付する。ただし、年度の途中において新たに議員となった者に対しては、当該議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(交付の申請)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度4月10日までに、規則で定める申請書を市長に提出し、交付の決定を受けなければならない。ただし、年度の途中において新たに議員となった者が政務活動費の交付を受けようとするときは、当該議員となった日から起算して10日以内に申請しなければならない。

(交付の請求)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた議員が政務活動費の交付の請求をしようとするときは、交付の決定を受けた日から起算して5日以内に規則で定める請求書を市長に提出しなければならない。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を当該議員でなくなった日の属する月の翌月の末日までに、返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の証拠書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了したとき（再度、議員にならなかった者に限る。）又は任期の途中で議員を辞職したときは、当該理由が生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 死亡により議員でなくなったときは、収支報告書の提出を要しないものとする。

(透明性の確保)

第10条 議長は、前条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第11条 議長は、前条により調査を行った後、速やかに収支報告書の写しを市長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第12条 政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第13条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年度に限り、第4条第3項中「毎年度4月30日」とあるのは「平成13年7月31日」と、第5条中「毎年度4月10日」とあるのは「平成13年7月10日」とする。

附 則 (平成14年6月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第36号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年6月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月14日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の稚内市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の稚内市議会

政務調査費交付条例の規定により交付された政務調査費については、なお、従前の例による。

別表（第8条関係）

政務活動費使途基準

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 1 調査研究費 | 議員の行う活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 |
| 2 研修費 | 議員が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費 |
| 3 広報費 | 議員が行う活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、宣伝するために要する経費 |
| 4 広聴費 | 議員が住民からの市政の政策等に対する要望、意見を聴くための会議等に要する経費 |
| 5 要請・陳情活動費 | 議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費 |
| 6 会議費 | 議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 7 資料作成費 | 議員の行う活動のために必要な資料の作成に要する経費 |
| 8 資料購入費 | 議員の行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 9 人件費 | 議員の行う活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 10 事務所費 | 議員の行う活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費 |
| 11 その他の経費 | 1 から10までに規定する経費以外の経費で議員の行う活動に必要な経費 |